

下半期 予算執行状況

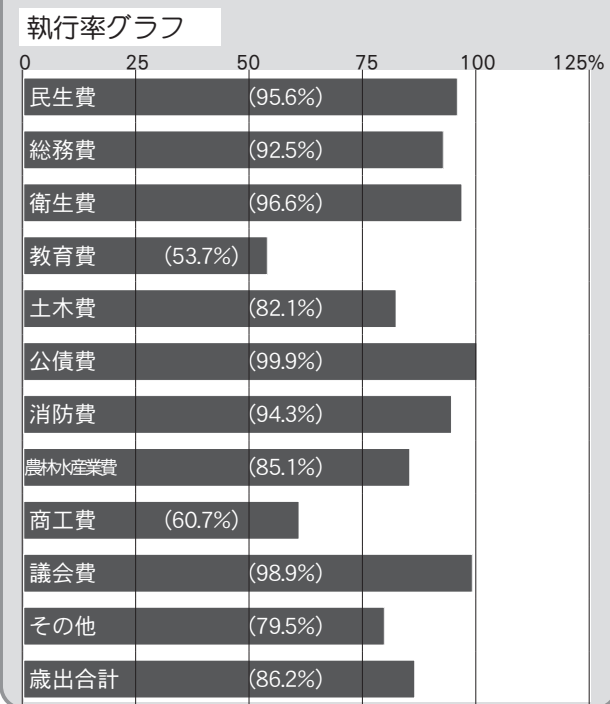
平成26年度の予算執行状況(平成27年3月末現在)をお知らせします。一般会計予算額は、補正予算を加えて84億1,103万円。全体の執行率は86.2%です。一般会計の科目ごとの執行状況と、特別会計・企業会計の執行状況は下の表とグラフをご覧ください。 企画財政課財政係 ☎53-2112

① 一般会計の状況(歳入・歳出)

歳入		
区分	予算額	収入済額
町税	28億2,265万円	27億1,049万円
地方交付税	17億4,828万円	18億2,395万円
国庫支出金	9億878万円	6億6,317万円
町債	10億5,570万円	3億6,390万円
県支出金	6億1,811万円	3億9,866万円
地方消費税交付金	2億8,461万円	2億8,461万円
諸収入	2億5,024万円	1億7,744万円
分担金及び負担金	1億5,965万円	1億5,888万円
使用料及び手数料	1億3,180万円	1億2,813万円
繰入金	8,972万円	8,984万円
その他	3億4,149万円	3億3,087万円
歳入合計	84億1,103万円	71億2,994万円



歳出		
区分	予算額	支出済額
民生費	23億6,826万円	22億6,428万円
総務費	11億5,641万円	10億6,923万円
衛生費	12億8,360万円	12億4,033万円
教育費	14億2,589万円	7億6,595万円
土木費	6億4,596万円	5億3,021万円
公債費	6億5,453万円	6億5,415万円
消防費	2億7,791万円	2億6,214万円
農林水産業費	1億2,881万円	1億968万円
商工費	2億4,331万円	1億4,768万円
議会費	1億1,702万円	1億1,573万円
その他	1億933万円	8,696万円
歳出合計	84億1,103万円	72億4,634万円



② 特別会計の状況(歳出)

区分	予算額	支出済額	執行率
国民健康保険	23億2,244万円	20億8,473万円	89.8%
後期高齢者医療	2億4,249万円	2億3,342万円	96.3%
介護保険	12億6,884万円	11億3,816万円	89.7%
仙南夜間救急センター事業	1,423万円	108万円	7.6%
地方卸売市場事業	439万円	342万円	77.9%
公共下水道事業	12億4,047万円	7億463万円	56.8%

区分	予算額	支出済額	執行率
水道事業	6億3,521万円	5億6,642万円	89.2%

制度を支える保険料

介護保険料の改定

介護保険料は、被保険者のサービス給付費を基に、65歳以上の被保険者数の負担割合と推計人数などにより算出しています。

今回の介護保険制度改正のなかで、「低所得者の保険料の軽減拡大」が打ち出されており、平成27年度と平成29年度の2回に分けた軽減の実施が行われます。それを踏まえ、第6期介護保険事業計画のなかで、平成27年度から29年度までの3か年度の65歳以上のかたの介護保険料を算出し、基準額を第5段階とする月額4,100円と決定しました。保険料段階を現行の8段階から9段階に設定します。

介護保険料の納付は期限内にお願いいたします。

◆普通徴収のかたは、町の納付書、または口座振替で納付できます。

◆特別徴収のかたは、年金からの天引きによる納付となりますので、町への手続きは不要です。

※65歳に達したばかりのかたは、しばらくの間年金からの天引きはなりません(半年~1年)ので、口座振替での納付をおすすめします。

※支給年金の種類、金額によっては天引きできない場合があります。

※介護保険料を滞納すると、介護サービスを受ける際にさまざまな影響を及ぼします。(利用料の全額負担、給付の差し止め、3割負担への切り換えなど)

第6期(平成27~29年度)の介護保険料(65歳以上のかた)

所得段階	対象となるかた	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受けている ・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.45 ※(0.30)	1,845円 (1,230円)	22,140円 (14,760円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.75 ※(0.50)	3,075円 (2,050円)	36,900円 (24,600円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超え	基準額×0.75 ※(0.70)	3,075円 (2,870円)	36,900円 (34,440円)
第4段階	世帯員が町民税課税されていて、本人は非課税で前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.90	3,690円	44,280円
第5段階(基準)	世帯員が町民税課税されていて、本人は非課税で前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え	基準額	4,100円	49,200円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	4,920円	59,040円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.30	5,330円	63,960円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.50	6,150円	73,800円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上	基準額×1.70	6,970円	83,640円

※カッコ内は、平成29年度(消費税10%導入後)の保険料率、保険料月額、年額です。

☑第6期介護保険事業計画や介護保険料についての問い合わせ先▶健康福祉課介護保険係 ☎53-2115